

竹田市防災情報伝達体制整備事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 件 名 竹田市防災情報伝達体制整備事業 設計施工業務
- (2) 内 容 別紙「竹田市防災情報伝達体制整備事業仕様書」のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補事業者として選定された参加者の企画提案内容により一部変更する場合もある。
- (3) 履行期間 契約締結日翌日から令和 8 年 3 月 2 0 日（金）まで
- (4) 提案限度額 合計 1,400,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、見積額が限度額を超えた場合は失格とする。
- (5) 契約方法 公募型プロポーザルによる随意契約
- (6) 事 務 局 竹田市総務課 担当：野仲
〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650 番地
TEL : 0974-63-4800 / FAX : 0974-63-0995
E-mail : bousai@city.taketa.lg.jp

2 参加資格

公募に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業への参加については、単体又は共同企業体（以下「JV」という。）とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続または再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成 17 年竹田市告示第 100 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 第 6 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 参加表明書等の提出期限までに、竹田市競争入札参加資格者名簿に登録されていること、もしくは参加表明時までに竹田市競争入札参加資格の取得に必要な書類を提出すること。
- (9) 管理技術者（設計）・監理技術者を専任で配置できるものであること。

(10) 監理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 1 級電気通信工事施工管理技士（建設業法）
- ② 2 級電気通信工事施工管理技士（建設業法）
- ③ 電気電子・総合技術監理（電気電子）（技術士法）
- ④ 電気通信主任技術者（電気通信事業法）

(11) 本業務と同種又は類似の業務の実績（導入実績 2,000 台以上）を有すること。

3 実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

	内 容	日 程	様式等
1	公募開始（HP の公開）	令和 6 年 1 1 月 8 日（金）	
2	質問の受付期限	令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）	様式第 2 号
3	参加表明書等の提出期限	令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）	様式第 1 号 様式第 3 号 様式第 4 号 様式第 5 号
4	提案書等の提出期限	令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）	様式第 6 号 様式第 7 号
5	審査会（プレゼンテーション）	令和 6 年 1 2 月上旬頃予定 （詳細については別途通知）	
6	審査結果通知	令和 6 年 1 2 月上旬	
7	契約締結予定日	令和 6 年 1 2 月下旬	

4 参加表明について

(1) 提 出 先 竹田市総務課（竹田市役所 本庁舎 2 階）

(2) 提出期限 令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）

- (3) 提出書類
- ① 参加表明書（様式第 1 号）
 - ② 誓約書（様式第 3 号）
 - ③ 事業者概要書（様式第 4 号）
 - ④ 受託実績書（様式第 5 号）

※本業務と同種又は類似の実績を添付（過去 1 0 年以内）

(4) 提出方法 持参、郵送（提出期限必着）又は電子メール

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に限り受け付ける。

※送付の場合は、簡易書留によるものとする。

※電子メールの場合は、必ず事務局に着信を電話確認すること。

（送付先 E-mail アドレス：bousai@city.taketa.lg.jp）

(5) 提出部数 電子メールの場合は各一式、持参・郵送の場合は各 1 部

5 質問書について

質問がある参加者は、質問書（様式第2号）を提出すること。

受付期間 令和6年11月15日（金）午後5時まで

6 提案書類等の提出について

（1）提出先 竹田市総務課（竹田市役所 本庁舎2階）

（2）提出期限 令和6年11月29日（金）午後5時まで

（3）提出書類 ①企画提案書（様式第6号・様式第7号）

②事業費見積書（任意様式）

見積書はできるだけ詳細な内容を記載すること。

基本設計、実施設計及び整備費用等については、それぞれの費用の内訳として記載すること。

③運用保守等見積書（ランニングコスト）（任意様式）

導入後、1年間は瑕疵期間とし、その期間は原則無償の保守対応とする。

瑕疵期間終了後に発生する10年間の保守点検を前提にそれぞれ1年間ごとの保守費用（ランニングコスト）及び総保守費用（総ランニングコスト）を提出すること（様式任意）

（4）提出方法 参加表明書に記載された応募者のメールアドレスから総務課宛に送信（10MB以上ある場合は、分割送信）、もしくは持参又は書留郵便等受取が確認できる方法。

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。

※送付の場合は、簡易書留によるものとする。

※電子メールの場合は、必ず事務局に着信を電話確認すること。

（送付先 E-mail アドレス：bousai@city.taketa.lg.jp）

（5）提出部数 電子メールの場合は各一式、持参・郵送の場合は各1部

7 参加辞退について

辞退の場合は、参加辞退届（様式第8号）を令和6年11月28日（木）午後5時までに提出すること。

8 審査会及び審査方法

選定に係る審査は、「竹田市プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

（1）審査について

以下の2段階で評価を行う。

ア 第1次審査

技術的課題に関する企画提案書（様式第6号）を評価する。提出者多数の場合は、評価点の高い上位3者程度を第1次審査通過者に決定する。

イ 第2次審査

第1次審査通過者に対してプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

（1）審査会（プレゼンテーション）

日 時 ※別途通知 【令和6年12月初旬】

場 所 ※別途通知

審 査 委員会で企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、評価が最も優れている参加者を契約候補事業者（1者）として選定する。

提案時間 プレゼンテーション30分、選定委員からの質疑応答10分程度

そ の 他 提案者の出席は5名以内とし、プレゼンテーションに必要な機器を持参すること。プロジェクターと投影用スクリーンは竹田市が用意する。

（2）評価項目等

区分	評価の観点	評価内容		配点 (最高点)
技術的評価	技術的課題の解決	・既存ケーブルインターネットサービス並行稼働が可能か	書類審査	—
客観的評価	提案者の業務実績	・本業務と同種又は類似の業務の実績（導入実績2,000台以上）を有しているか	プレゼン	5
	事業費見積額	・見積額が提案限度額内に収まっているか ・見積額が合理的か	プレゼン	15
	運用保守見積額	・導入後10年間の保守見積額が合理的か	プレゼン	10
企画提案評価	本業務に対する理解と実施体制	・適切な構築実施体制がとられているか	プレゼン	5
	構築サポート	・構築時に十分なサポートがあり、職員の負担軽減が図られているか	プレゼン	10
	運用保守・サポート	・サービスを安定的に運用するための保守、障害発生時や問い合わせ等に関するサポート等が図られているか	プレゼン	10
	企画提案の内容	①提案システムの機能及び利用者・管理者における操作性がわかりやすく、使いやすいものとなっているか	プレゼン	20
		②本市が示す機能要件の実現性があるか	プレゼン	15
		③機能の拡張性、将来性があるか	プレゼン	5
	セキュリティ対策	・セキュリティ対策に関する提案は適切なものか	プレゼン	5
合 計（委員1人あたり）				100

(3) 注意事項

- ①第1次審査の「技術的課題の解決」の項目については、当市の技術的な課題が解決できないと判断される場合は、失格とする。
- ②プレゼンテーションの時刻、詳細な場所、留意事項等については、別途通知する。
- ③参加者の責によりプレゼンテーションに参加できなかった場合は、提案書等の内容について確認できないため、評価は行わない。
- ④提出した提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションについては評価の対象としない。
- ⑤指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

9 審査結果

審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。この場合において、参加者の名称については、契約候補事業者のみ公表する。なお、電話による問い合わせには一切応じない。また、審査は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

10 契約事項

契約候補事業者は、契約条件等を竹田市協議の上、随意契約により委託契約を締結する。ただし、契約内容については、採択された企画提案から変更が生じる場合もある。

11 留意事項

- (1) 企画提案については、1者につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めない。
- (2) 企画提案が本実施要領に適合していない場合は失格とする。
- (3) 企画提案に関して、談合等の不正行為があった場合や審査の公平性を害する行為があった場合、著しく審議に反する行為等があったと委員会が認めた場合は失格とする。
- (4) 応募者が1者であった場合でも、本プロポーザル（プレゼンテーション審査）を実施し、本実施要領に定める審査方法に従って契約候補者を決定する。
- (5) 提出書類の様式は、竹田市ホームページからダウンロードすること。
- (6) 本業務の提案に係る費用は、全て応募者の負担とすること。
- (7) 提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合がある。
- (8) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は竹田市情報公開条例に基づき開示等を行う場合がある。
- (9) 提案書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。